

平成 30 年度 10 月定例記者会見 次第

日時：10 月 25 日（木）13 時 30 分～

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕朝日新聞、糸島新聞、西日本新聞、毎日新聞、読売新聞

N H K 福岡放送局

〔糸島市〕 市長、副市長、教育長

関係部 市民部、企画部

関係課 収税課、地域振興課

1 市長あいさつ

2 11月のイベント

イベント情報

3 案件

（1）平成 30 年度 第 2 回糸島市期間入札の実施について

（収税課） 資料 1

（2）定住をサポートする「地域のてびき」を作成

（地域振興課） 資料 2

（3）平成 30 年度糸島市ふるさと応援寄附について

（地域振興課） 資料 3

4 市長短信

短信資料

5 懇談・その他

次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：11 月 26 日（月）13 時 30 分～

場所：糸島市役所 庁議室

平成 30 年度 第 2 回糸島市期間入札の実施について

概要

税金滞納により差し押さえた不動産(土地・建物)や自動車・電化製品などを入札形式で公売します。
なお、今回公売する不動産の中には相続放棄によって、誰も所有者が存在しなくなった土地・建物が含まれています。

入札期間	平成 30 年 11 月 26 日(月) から平成 30 年 11 月 30 日(金) まで
入札時間	各日 10:00 から 15:00 まで
入札場所	不動産: 糸島市役所市民部収税課窓口 (本館 1 階)
	動産: 糸島市役所 5 号会議室 (第 2 庁舎 3 階)
開札日・場所	平成 30 年 12 月 3 日(月) 9:00 から 糸島市役所 3 号会議室(新館 4 階)
代金納付期限	平成 30 年 12 月 10 日(月) 14:00 まで

期間入札とは・・・

一定の期間内において動産や不動産などを入札形式で売却する公売方法のひとつ。

12 月は「STOP 滞納！！県下一斉徴収強化月間」です。

市では、福岡県と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、12 月を「県下一斉徴収強化月間」と位置付け、不動産の公売やタイヤロックなどの滞納処分の強化を行います。今回の公売会もこの取り組みの一環として行うものです。

今回の不動産公売の特徴

今回の不動産公売では、4 件中 2 件(別添資料「物件 1」「物件 2」)が所有者死亡後、相続人が全員相続放棄をしており、所有者が誰もいなくなってしまった不動産です。相続人不存在となった不動産の固定資産税は誰も納税をしませんので、滞納となってしまいます。このような案件に対して、固定資産税の徴収を目的として公売を行います。

市内に点在する空き家・空き地については、放火やごみの不法投棄、建物老朽化に伴う倒壊などの危険性があり、空き家が存在する地域にとって深刻な問題となっています。しかしながら、この空き家問題を解決することができれば次のような大きなメリットがあります。

【人口増】不動産のオーナーチェンジがなされれば、そこに新たな住民が入ってきます。

【地域の活性化】新たな住民が消費活動を行うことにより地域経済が潤います。

【税収増】将来にわたる固定資産税の確保。

新たに入ってきた住民に対する市民税・軽自動車税などの税収増。

以上のように空き家・空き地の公売には固定資産税の徴収のほかに副次的な効果も期待することができます。

相続人不存在となった不動産の処理

相続人不存在となった不動産は、家庭裁判所に申し立てをして、財産（不動産）を管理する「相続財産管理人」を選任してもらう必要があります。

合併後、糸島市ではこれまでに5件、相続財産管理人選任の申し立てをしています。平成28年度に初めて相続財産管理人の選任し、相続人不存在案件を処理しました。それ以降、年に1～2件のペースで案件を処理しています。

平成28年度	1件目	怡土地区の空き地	任意売却にて事件終了
平成29年度	2件目	二丈地区の空き家	任意売却にて事件終了
	3件目	前原北の空き家	今回の公売案件（別添物件1）
平成30年度	4件目	二丈地区の空き地	今回の公売案件（別添物件2）
	5件目	波多江地区のマンション空き室	次回公売予定

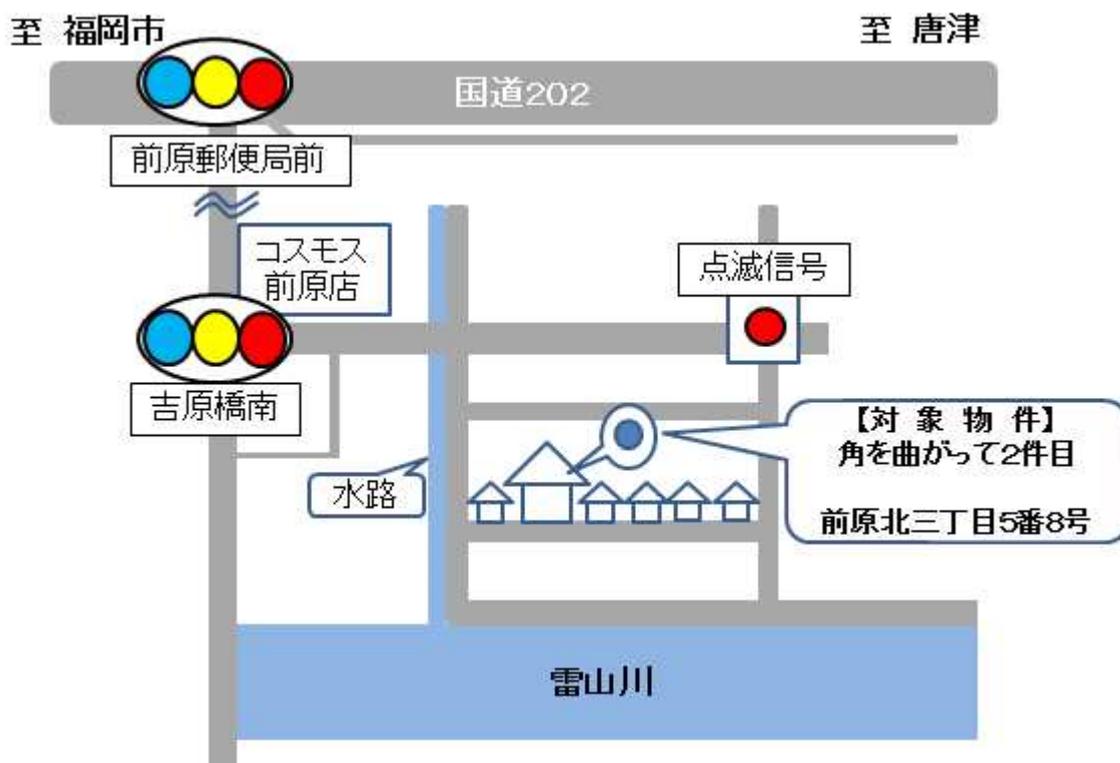
家庭裁判所へ申し立てした日が属する年度での集計です。

不動産内覧会の開催について

今回公売する前原北三丁目の戸建て（物件1）について、入札を検討している人を対象として、内覧会を実施します。

事前申し込みは不要ですが、来客用駐車場が1台分しか確保できません。その旨ご了承ください。

不動産内覧会	平成30年11月14日（水）	10:00～12:00
	平成30年11月28日（水）	10:00～12:00
内覧会対象不動産	所在：糸島市前原北三丁目1653番地14	
	住居表示：糸島市前原北三丁目5番8号	



【問い合わせ先】

市民部 収税課 納税係 担当：中野
TEL：代表 323-1111（内線1454）
直通 332-2067
メ-ル：shuzei@city.itoshima.lg.jp

税金の滞納により差押えた 動産・不動産を公売します！！

入札期間

平成30年11月26日(月) ~11月30日(金) 各日10時~15時
代金納付期限 平成30年12月10日(月) 14時まで

物件1



糸島市前原北三丁目
土地・建物

見積価額 3,972,000円

公売保証金 400,000円

不動産内覧会 11/14(水)・11/28(水)

各日10時~12時まで

物件2

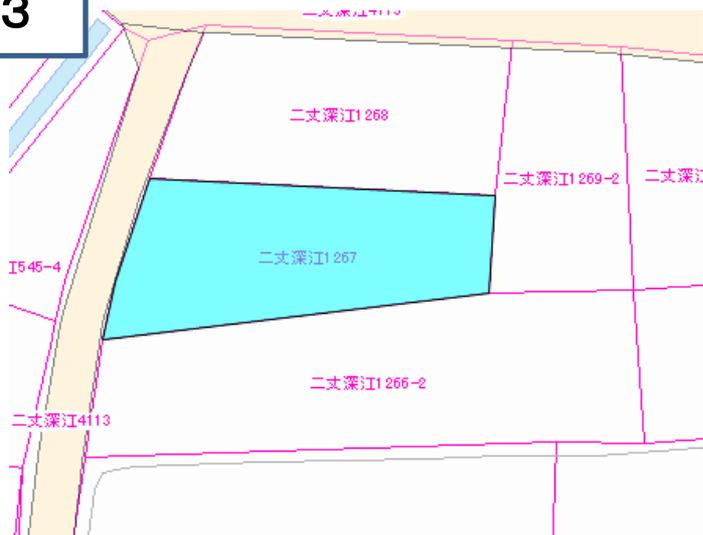


糸島市二丈石崎
宅地 3筆

見積価額 1,254,000円

公売保証金 130,000円

物件3



糸島市二丈深江
宅地 1筆
見積価額 1,906,000円
公売保証金 200,000円

物件4



糸島市神在
土地・建物
見積価額 13,360,000円
公売保証金 1,340,000円

公売不動産の図面や写真など
詳細は収税課窓口で閲覧することができます。

お問合せ
糸島市役所 市民部 収税課 不動産公売担当まで
TEL 092-323-1111

定住をサポートする「地域のてびき」を作成

【 概 要 】

移住希望者に生活密着情報を提供するとともに、移住後も更に地域を知ってもらうため、糸島の魅力である自然や田園風景が広がる 10 校区の特徴を掲載した、「地域のてびき」を 10 種類作成しました。

【 地域のてびき 】

- 地域の特徴を簡潔に紹介するもので、子育て世代の移住ニーズに応じて、子育てサークルなどの情報や各校区で取り組んでいる子育て支援情報も掲載。
- いざというときに頼り合える「地域のきずな」づくりにもスポットをあて、小学校区を単位としたまちづくりの仕組みや自治組織(自治会・町内会)を紹介。



- 市内 15 校区のうち、自然や田園風景が広がる 10 校区分を作成。
(加布里・長糸・雷山・怡土・一貴山・深江・福吉・可也・桜野・引津)
来年度以降、他の校区分も作成予定。

【 経緯など 】

- 小学校区毎の生活密着情報を統一的に取りまとめた冊子がなく、年間 100 件以上の移住相談や移住した後の声として、事前に自治組織(自治会・町内会)や子育て情報など、生活に密着した情報を知りたいというご要望をいただいた。
- 地域コーディネーターによる説明、公民館への配架などにより、地域と移住者との繋がりのきっかけとなり、新旧の住民が一緒になって盛り上げていくための一助となることを期待。
- まちづくり基本条例を定める市として、自治組織をわかりやすく紹介し、人口が減少している 10 校区で自治会加入等を促進し、地域コミュニティを維持していきたい。

【問い合わせ先】

企画部 地域振興課 定住・学研都市係(渡辺・西・宗・鈴木)
電話：092-332-2062(直通) 内線 1323
Mail：chiikishinko@city.itoshima.lg.jp

平成30年度糸島市ふるさと応援寄附 ～人気地場産品の連携による新たな返礼品の提供～

『良いものがたくさん揃う』糸島の強みを生かし、ふるさと応援寄附返礼品に“糸島産”をより打ち出すことで、糸島地場産品の味力^{みりょく}を発信します。

これまでは、返礼品を出品する事業者は自社商品のみを出品していた。

事業者同士が連携し、それぞれが持つ商品をセット商品として開発・出品することで、消費者の幅広いニーズへの対応と商品の魅力向上を図る。

第一弾 糸島天然真鯛・糸島産豚しゃぶしゃぶセット

特徴 ・漁獲高日本一の「糸島産天然真鯛」と糸島産豚肉「伊都の豚」を使用
・株式会社やますえ様と株式会社伊都の宝様によるコラボ

寄附金額 30,000円（返礼品価格9,000円）
3万、5万、7万、10万円の寄附コース設定

商品内容 天然真鯛切身 150g×2、豚ロース 450g×2、
真鯛だしスープ 160ml×2、だいたいぼん酢 150ml×2
寄附金額3万円の内容、3～4人前

受付開始日 平成30年10月22日（月）

受付サイト 楽天ふるさと納税サイト

Rakuten



第二弾（12月上旬）以降

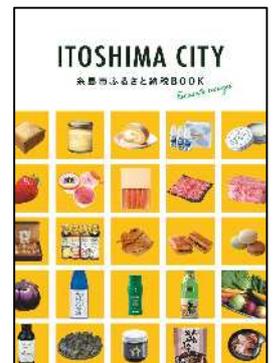
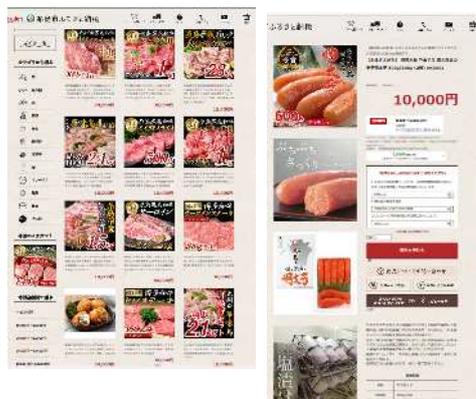
検討中：糸島の恵みセット（仮）

糸島産6品目（例：米、牛肉、豚肉、野菜、酒等）を定期便として毎月1品返礼

平成30年度の取り組み状況

ふるさと納税サイト「楽天」「さとふる」等の
ブラッシュアップ

パンフレットの大幅リニューアル
（福岡マラソン EXPO 時より配布開始）



返礼率の見直しについて

総務省通達に基づき、返礼品の地場産品出品及び返礼率3割以下の徹底を図っています。

返礼率が3割以上となっていた一部の返礼品については、見直しを行いました。

【問い合わせ先】

企画部地域振興課市民協働係（担当：黒岩、千代反田）

TEL：092-332-2062（直通）